

○釧路市阿寒町社会福祉センター条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第92号

改正 平成19年3月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市阿寒町社会福祉センター条例(平成17年釧路市条例第86号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 釧路市阿寒町社会福祉センター(以下「社会福祉センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館)

第3条 社会福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 12月31日から翌年の1月5日までの日(第3号に掲げる日を除く。)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(使用手続)

第4条 条例第3条第1項に規定する申請書は、使用申請書(様式第1号)とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を認めるときは、使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第5条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事等に使用する場合
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその団体が使用する場合
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所が行事等に使用する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が認めた団体が行事等に使用する場合

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿寒町社会福祉センター条例施行規則（平成15年阿寒町規則第38号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第38号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

使 用 申 請 書

年 月 日

釧路市長 あて

申請者 住 所
団体の名称
氏 名 印

次のとおり使用したいので承認願います。

1	施 設 名	
2	使 用 目 的	
3	使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
4	使 用 室 名	全部 一部
5	入場料等の徴収	有・無 入場料 円 営利目的
6	特別施設の設置 機械等の持込み	有・無 内容
7	集合見込人員	人
8	使用中の責任者 の 氏 名	
9	その他参考事項	連絡先氏名 電話番号

様式第2号(第4条関係)

使 用 承 認 書

年 月 日

申請者 様

鋼路市長 印

年 月 日付申請の下記施設使用について、条例及び規則遵守を条件に承認します。

1	施設名	
2	使用室名	
3	使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
4	使用目的	
5	入場料等の徴収	有・無 入場料 円 営利目的
6	使用料	1 施設使用料 円 2 備品使用料 円 計 円
7	備考	条件等

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)